

平成17年9月13日

「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会（第15回）」 の開催結果について

平成17年9月12日（月）午後4時から午後5時30分まで、千代田区役所にて、第15回大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会を開催しましたのでお知らせいたします。懇談会および本日の議事概要は以下のとおりです。

1 懇談会について

（概要）

大手町・丸の内・有楽町地区において、公共と民間の協力・協調によって都心にふさわしい魅力あるまちづくりを進めるため、平成8年9月、関係者の懇談の場として大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会を設置し、以降、年1、2回程度開催している。

（構成）

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| ○千代田区 | 助役、まちづくり推進部長 |
| ○東京都都市整備局 | 技監、都市づくり政策部長 |
| ○大手町・丸の内・有楽町地区
再開発計画推進協議会 | 会長会社（三菱地所株） |
| 〃 | 副会長会社（東京電力株） |
| 〃 | 〃（株東京三菱銀行） |
| 〃 | 〃（東日本電信電話株） |
| 〃 | 幹事長 |
| ○東日本旅客鉄道株 | 総合企画本部投資計画部担当部長 |

2 本日の議事概要

(1) 都市計画の状況

・大手町地区における用途地域および地区計画の変更手続きの状況を確認した。

(2) 「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」の更新について

・「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン（平成12年3月策定）」の更新については、本年6月に中間素案を公表し、公開シンポジウムの開催、パブリックコメントの募集などを経て、広く社会から意見を求めながら作業を進めてきたところ。

・こうした経過を踏まえ、今回の懇談会において、更新ガイドラインの概ねの内容について確認した。

・主な更新項目は以下の通り。

- ◇対象区域の新規追加
- ◇環境対策の強化
- ◇アーバンデザイン（都市景観）の推進
- ◇エリアマネジメントの推進

問い合わせ先

- ・東京都都市整備局都市づくり政策部開発プロジェクト推進室
電話 03-5388-3243
- ・千代田区まちづくり推進部地域経営担当課
(代表) 03-3264-2111 (内線) 88-234